

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク大島店

北九州市小倉北区大島一丁目1番10号

2 大規模小売店舗を設置する者

徳永産業有限会社

北九州市小倉北区大島三丁目2番13号

代表取締役 徳永優一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

北九州市小倉北区大島一丁目666の1ほか2筆

イ 変更後

北九州市小倉北区大島一丁目1番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

ほか6者

イ 変更後

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

ほか6者

4 変更の年月日

平成29年6月20日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成29年6月20日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年6月27日から同年10月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年10月27日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第452号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ朝日ヶ丘

北九州市小倉北区朝日ヶ丘1番地3

2 大規模小売店舗を設置する者

第一交通産業株式会社

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

代表取締役社長 田中亮一郎

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか15者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか15者

4 変更の年月日

平成29年6月20日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成 29 年 6 月 20 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 29 年 6 月 27 日から同年 10 月 27 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 10 月 27 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見